

高額介護サービス費の支給誤りについて

介護保険高額介護サービス費の支給において、過払いがあることが判明しました。対象者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを、心からお詫び申し上げます。今後、個別にご連絡を差し上げたうえで、返金をお願いしてまいります。

1. 制度内容

高額介護サービス費とは、介護保険サービスを利用した時に支払う自己負担額が一定額を超えた場合に、超えた分が支給される制度で、熊本県国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」という。）から提供されたデータに基づき、市が利用者に支給するものです。

2. 経 緯

令和 6 年 7 月支給分の介護サービス費について、一部のサービス事業者が誤った金額を連合会に請求していました。そのため、連合会からの連絡により、令和 6 年 7 月支給分の高額介護サービス費について、一部削除すべきデータがあったにもかかわらず、データを削除せずに利用者に支給を行い、その後、令和 6 年 9 月に連合会から改めて提供されたデータにより、再度支給を行ったため、支給が二重となったものです。

3. 内 容

・対象者数:30 人(30 件) ・過払い総額:432,126円

4. 対象者への対応

令和7年1月14日(火曜日)より、対象者の皆様宅を順次訪問し、謝罪し、説明を行ったうえで、返金をお願いしてまいります。

5. 原因及び再発防止策

今回の支給誤りの原因は、本市と連合会との高額介護サービスデータの削除に関する情報が確実に伝わらなかったことによるものです。

このため、今後は、書類やデータ等での確実な情報による適切な確認作業を行い、事務を進めてまいります。

問合せ 健康福祉部 介護保険課 担当:草西・山下
TEL 0965-33-4145